

第1回葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会

次 第

日時：平成21年10月7日（水）

午後1時から3時

場所：区役所新館705・706会議室

1. 開会
2. 副区長あいさつ
3. 委員の紹介
4. 委員長の選任・副委員長の指名
5. 議事
 - (1) 都市計画マスタープランとは
 - (2) 都市計画マスタープランの策定体制と策定スケジュール
 - (3) 質疑
 - (4) 区全体の概況
 - (5) 区内で進められている街づくり事業などについて
 - (6) 質疑
 - ～休憩～
 - (7) 第1回地域別勉強会開催報告
 - (8) 区民アンケート調査結果について
 - (9) 都市計画マスタープラン改定にあたっての論点
 - (10) 意見交換
6. その他
7. 閉会

[配付資料]

- | | |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱 |
| 資料3 | 都市計画マスタープランとは |
| 資料4 | 都市計画マスタープランの策定体制と策定スケジュール |
| 資料5 | 区全体の概況 |
| 資料6 | 区内で進められている街づくり事業などについて |
| 資料7 | 第1回地域別勉強会開催報告 |
| 資料8 | 区民アンケート調査結果概要 |
| 資料9 | 都市計画マスタープラン改定にあたっての論点 |

[参考資料]

- 葛飾区都市計画マスタープラン
- 都市計画マスタープラン策定調査報告書（概要版）
- 用途地域図
- 都市計画施設図
- 公園管内図
- 都市計画道路等事業状況図
- かつしかの地図

葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

平成21年10月7日現在

●学識経験者

ナカバヤシ 中林	イツキ 一樹	首都大学東京大学院教授	
キバンタ 木下	イザミ 勇	千葉大学大学院教授	
クボタ 窪田	アヤ 亜矢	東京大学大学院准教授	
チヨウ 長	ユウジ 裕二	元東京都都市計画局長	
オオツカ 大塚	ヨシヒコ 順彦	元葛飾区都市計画部長	

●区民団体等の代表

カラマツ 唐松	テルオ 輝雄	葛飾区自治町会連合会副会長	
ノボカフ 信川	ジンドウ 仁道	東京商工会議所・飾支部会長	
キクチ 菊地	ヒデハル 英晴	葛飾区工場団体連合会副会長	
ナカガワ 中戸川	シンベイ 進平	葛飾区商店街連合会会長	
キグレ 木暮	リュウイチ 隆一	東京スマイル農業協同組合代表理事組合長	
ヤモオカ 谷茂岡	マサコ 正子	葛飾区消費者団体連合会会長	
ツカダ 塚田	カズコ 和子	かつしか女性会議	
シミズ 清水	マサロク 正六	葛飾区民生委員児童委員協議会会長職務代理	
サウ 佐藤	コウイチ 光一	葛飾区障害者福祉連合会会長	
ナカ 仲	ヒロヒト 浩一	葛飾区小学校PTA連合会会長	
アキヤマ 秋山	カオル 薫	葛飾区中学校PTA連合会	
ミヤモト 宮本	ヒロヨシ 博喜	葛飾区青少年委員会	
ウラオカ 浦岡	ヒデツグ 秀次	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会会長	
カナザワ 金沢	ミチオ 美知夫	葛飾区体育指導委員協議会会長	

●行政委員

カシワザキ 柏崎	ヒロキ 裕紀	政策経営部長	
タカハシ 高橋	マサアキ 成彰	地域振興部長	
カケイ 寛	コウイチ 晃一	産業経済担当部長	
タカハシ 高橋	ツネオ 常雄	環境部長	
スズキ 鈴木	アキヒト 昭仁	福祉部長	
カノマタ 鹿又	ユキオ 幸夫	子育て支援部長	
クノ 久野	セイフク 清福	都市整備部長	
タン 丹	タモツ 保	都市施設担当部長	
ウチヤマ 内山	トシユキ 利之	教育委員会次長	

葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 21 年 5 月 21 日
21 葛都調第 107 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、本区の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市マス」という。)を策定するため、葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、都市マスの策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員により組織する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 区内関係団体代表 14 人以内
- (3) 行政職員 9 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、この要綱の施行の日から都市マス策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を各 1 名おく。

2 委員長は、委員の互選により、学識経験者委員のうちから定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 7 条 委員会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、委員会の指示により都市マスの策定に関する事項の調整を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部街づくり調整課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

(葛飾区都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 葛飾区都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱(平成 10 年葛都都第 260 号)は、廃止する。

(第3条関係)

葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会委員 28名

構成	委員	備考
学識経験者 (5名)	都市計画分野	
	〃	
	〃	
	〃	
	〃	
区内関係団体等の代表 (14名)	葛飾区自治町会連合会	
	東京商工会議所・飾支部	
	葛飾区工場団体連合会	
	葛飾区商店街連合会	
	東京スマイル農業協同組合	
	葛飾区消費者団体連絡会	
	かつしか女性会議	
	葛飾区民生委員児童委員協議会	
	葛飾区障害者福祉連合会	
	葛飾区小学校PTA連合会	
	葛飾区中学校PTA連合会	
	葛飾区青少年委員会	
	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	
	葛飾区体育指導委員協議会	
行政職員 (9名)	葛飾区政策経営部長	
	葛飾区地域振興部長	
	産業経済担当部長	
	葛飾区環境部長	
	葛飾区福祉部長	
	葛飾区子育て支援部長	
	葛飾区都市整備部長	
	葛飾区都市施設担当部長	
	葛飾区教育委員会次長	

区内関係団体等の代表は、各団体の推薦による者とする。